

鳥羽市全員協議会会議録

平成30年8月30日

○出席議員（13名）

1番	奥村 敦	2番	片岡 直博
3番	河村 孝	4番	山本 哲也
5番	木下 順一	6番	井村 行夫
7番	中世古 泉	8番	戸上 健
9番	浜口 一利	10番	坂倉 広子
11番	世古 安秀	13番	尾崎 幹
14番	坂倉 紀男		

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・浜口水道課長、岡本補佐、寺本補佐
- ・寺田総務課長、寺本副参事、岡田防災危機管理室長、山田副室長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	清水 敏也	次長	
		兼庶務係長	上村 純
		兼議事係長	
書記	中山 真緒		

(午前10時33分 再開)

○浜口一利議長 皆さん、大変暑い中、どうもご苦労さまでございます。

ただいまから全員協議会を再開いたします。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

議事に入る前に、議事進行に係ることについて事務局長から説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 協議事項1、執行部からの報告事項についての①消費税及び地方消費税の修正申告についてと、②鳥羽市ブロック塀等撤去事業補助金の創設についての2件につきましてですけれども、この2件に関する議案につきましては、9月4日に上程の予定がされております。このため、本日は全員協議会でありますので説明を聞くだけにとどめていただき、ご質問やご意見は9月の質疑や委員会でお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○浜口一利議長 事務局長の説明は終わりました。

それでは、議事に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項についてであります。そのうち、①消費税及び地方消費税の修正申告についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

水道課長。

○浜口水道課長 水道課、浜口です。よろしくお願ひいたします。

本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。きょうご説明させていただきますのは、8月11日に報道のありました下水道事業の消費税の過少申告について、経緯と内訳をご説明させていただきます。それでは、消費税の修正申告と経緯について説明いたします。

まず、経緯につきましては、伊勢税務署の調査が7月25、26日の2日間あり、5年分の調査が行われました。その中で、平成24年度から平成27年度までの4カ年にわたる下水道事業の消費税及び地方消費税の計算過程の中で、起債の元金を消費税の対象として控除税額から調整するところを見落としており、修正申告を行うよう、8月7日に伊勢税務署より指摘を受けたものでございます。

その調査結果により、消費税及び地方消費税の修正申告額が968万3,900円と判明いたしました。これを受けまして、今後納税していなかった消費税を伊勢税務署へ修正申告の納付手続を行います。その後、伊勢税務署より過少申告加算税と延滞税についての税額が確定しますので、速やかに納付する準備を進めてまいります。

また、過少申告加算税と延滞税の試算額は、過少申告加算税が160万2,000円、延滞税が33万4,000円となる見込みで、総納付額が1,161万9,900円となります。これにつきましては、公共下水道事業特別会計補正予算といたしまして、9月4日に上程させていただく予定でございます。

今回の件につきましては、今後このようなことがないように、職員の能力向上を図りまして事務処理を行うよう深く反省し、日々努力してまいります。

以上が概要の説明となります。

別紙について、担当補佐のほうから説明させていただきます。

○浜口一利議長 寺本課長補佐。

○寺本課長補佐 下水道係の寺本です。

それでは、提出させていただきました資料の修正申告一覧をごらんください。

まず左側、決算期とありますが、平成24年度から平成28年度までの5年間で調査の対象となりまして、平成24年度から平成27年度までの4年分が指摘を受けました。次の課税売上高（課税標準額）は、下水道使用料の消費税を抜いたものであり、5,000万円以下かどうかで2年後の申告方式が決まります。この平成24年、25年度は5,000万円を越えていますので、2年後の平成26年度、27年度は本則課税になりました。26年度は5,000万円以下になりましたので、28年度は簡易課税ということになりました。

次の資料の申告方法についてをごらんください。

中段のやや上に、消費税計算方法がありますが、平成12年度から簡易課税方式で申告を行っていました。計算式は、課税売り上げ等に係る消費税額①から仕入れ控除税額、先ほどの①課税売り上げ等に係る消費税額に対するみなし仕入れ率、下水道は70%なんですけれども、70%を掛けたものを差し引いて、消費税納税額を計算していました。

今回指摘を受けた4年分は、下にあります本則課税方式で申告を行っておりました。計算式は①のように課税売り上げ等に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて、プラスの場合は納付し、マイナスの場合は還付を受けていました。しかし、特定収入割合が5%を超える場合は、②のように課税仕入れ等に係る消費税額から特定収入に係る課税仕入れ等税額を除外していないことを指摘され、今回の修正申告に至りました。

先ほどの資料に戻るんですけども、修正申告一覧表なんですけど、平成24年度は①の34万2,600円で確定申告を行いましたけど、伊勢税務署の指導により、②の本来納付すべき額260万5,800円を求め、③の226万3,200円で修正申告を行い、過少申告加算税31万4,000円と延滞税、見込みですが、7万8,800円が確定し、合計で265万6,000円の納付となります。同じように、平成25年度が274万7,300円、26年度が307万7,500円、27年度が313万9,100円となりまして、合計で1,161万9,900円を納付する予定です。

以上で、資料の説明とさせていただきます。

○浜口一利議長 以上で説明は全て終わり。

ただいま局長のほうからは、質問は委員会でというような話もあったわけなんですけれども、何か数字的にわかりづらい点というのが、えらい数字が多い説明だったもので、そのあたり、わかりづらいところがあったら質問は受け付けたいと思いますけれども、それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○浜口一利議長 全協で説明してもらったというのは、次の委員会につながるための説明ということで理解はしていただきたいと思うんですけども、なかなか説明がわかりづらい点があれば、多少は受けたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、この件については終了いたしたいと思います。

水道課長。

○浜口水道課長 今回のことにつきましては、大変ご迷惑をおかけいたしました。深く反省しております。二度とこのようなことがないように対策を講じまして、事務処理を行っていきたいと思っております。今回の件につきましては、深く反省し、おわび申し上げます。

○浜口一利議長 水道課長のほうから、ただいまのような発言がありましたので、次の委員会で多少の質問ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○浜口一利議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続きまして、②鳥羽市ブロック塀等撤去事業補助金の創設についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

総務課長。

○寺田総務課長 議員の皆さんには、大変お忙しい中、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

今回、鳥羽市ブロック塀等撤去事業補助金というのを創設したいと考えておりますので、その概要について担当副参事のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○浜口一利議長 寺本副参事。

○寺本副参事 おはようございます。総務課副参事、防災危機管理担当の寺本です。よろしくお願ひします。

ブロック塀等撤去事業創設につきまして、ご説明いたします。

平成30年6月に発生しました大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の崩壊により2名の方が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。このような事案を鑑み、当市においても地震などの災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強いまちづくりを推進するため、危険なブロック塀などの撤去を行う者に対して助成する補助制度を創設したいと考えております。

配付資料をごらんください。

○浜口一利議長 よろしいですか。はい、説明してください。

○寺本副参事 概要1、補助の対象となるブロック塀などは、道路などに面し倒壊の危険のあるブロック塀などで、2の補助の対象となる工事は、撤去や高さを40センチ以下に減じる工事で、その後、生け垣やフェンスにする工事も含まれます。4の補助金額については、工事費と撤去するブロック塀の長さ1メートルにつき1万円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の2分の1以内、上限10万円となります。

なお、市民周知につきましては、議決後に各町内会、自治会に撤去事業について周知依頼文書を発送。それと、ホームページ、広報とばへの掲載を予定しております。委員会のほうでは、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○浜口一利議長 以上でご説明、全部終了。

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 この件に、ブロック塀の補助金の新設については説明をいただきました。

この件についても、委員会での質問にとどめていただくようお願いします。これについては、委員会で皆様方の市民感覚での内容を伴った意見を言うていただければいいかなと思っています。

そういうことで、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、執行部の皆さんは退席をお願いします。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○浜口一利議長 続きまして、協議事項2、議会からの報告事項についてであります。そのうち、①西日本豪雨災害における義援金について、事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、西日本豪雨災害における義援金についてご説明いたします。

7月17日の予算決算常任委員会終了後に、全国市議会議長会から、平成30年7月豪雨被害に対する義援金について災害義援金口座開設の文書が来ましたというお話をさせていただきました。そして、これまでの鳥羽市議会の対応といたしまして、東日本大震災、熊本地震での義援金の実績としまして、各議員さん2万円と申し上げました。しかし、その後、近隣市の伊勢市、志摩市さんのほうの情報を得ました。伊勢市議会が議員数26名で30万円、志摩市議会では各議員1万円という情報を得ましたので、本市としまして、各議員1万円かどうかというのが事務局からの提案でございます。ご協議いただきまして、ご了承いただきましたら、全員協議会終了後に集金したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○浜口一利議長 ただいま、局長のほうから義援金の金額について、ちょっと検討していただきたいということなんですけれども、説明の中でもあったように、当初2万円というような話もあったわけなんですけれども、近隣市の情報を見た中で、1万円というような、そのような提案もされたわけなんですけれども、どうでしょうか、皆さん。

(「異議なし」の声あり)

○浜口一利議長 どっちで異議なし。

(「1万円」の声あり)

○浜口一利議長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、今回は1人1万円といたしますので、全員協議会終了後に事務局に預けていただきますようお願いします。

この件は、これで終了いたします。

続いて、その他についてですが、橋本真一郎議員逝去に伴う各委員会委員の欠員について、事務局長より説明をします。

局長。

○清水事務局長 それでは、私からご説明いたします。お手元に配付しております議会内委員一覧表をごらんください。

橋本真一郎議員が、去る8月7日に逝去されました。それによりまして、議会内人事といたしまして、総務民生常任委員会副委員長が欠員となりました。副委員長についてですけれども、先ほど開催しました議会運営委員会では、9月14日に開催される総務民生常任委員会において協議することが確認されております。

なお、委員数については、定数上、委員の補充はできません。予算決算常任委員会委員、議会改革推進特別委員会委員も欠員となりましたが、こちらも定数上、委員の補充はできませんので、任期満了となる平成31年4月まで1名欠員の状態となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○浜口一利議長 事務局長の説明は終わりました。

この件につきまして、質問やご意見はございませんか。総務民生常任委員会において協議するというのが確認されたということなんですけれども、どうでしょうか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。総務民生常任委員長、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして全員協議会を散会いたします。

(午前10時55分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年8月30日

鳥羽市議会議長 浜 口 一 利